

責任等、自立させる方法が考えられないか。

**答弁** 第三セクターとして市がやるべき

目的を持った施設運営なり事業を行っている。三町村の中で類似した業務も有り、そうした意味の相互協力相互支援というものが必要と思つてい

### どうする不適切な取り扱い 違法性を認識している



### 青柳宗五郎

**質問** 仙北市の農業振興は、減反活用こそ農家が生き残れる方法ではないか。

今後、市としては地域の特性を活かし、特産となるべき品目の調査研究を行い、市独自の方向性を示す考えはあるか。

**答弁** 市としては、米に頼る農業から他の作目を導入して、総合的に農業が成り立つ方向を目指している。

る。又三セクの経営責任は、指定管理制度という目的に沿った業務を進めている。又、経営責任と

いうことについてはしっかりとした考えを持って経営をするよう三セクには求めているところである。

国や県の機関に付随した農業指導所などと相談の上農家に伝えていきたい。

**質問** 桜祭りに有料駐車場料金金の不適切な取り扱いについて、H19年度より市直営で行わ

れているが、前年度まで観光協会への委託料はいくらか。

夜間、整理員配置による人件費等の収支はどうなるのか。

**答弁** 角館観光協会から市直営にあたり、雇用する臨時職員を減らすと考え、足りない所は職員が当たるといふ過度に削減した予算を組んでしまった、ところが当初考えていた予算を超える人件費、経費等が必要になった所に原因がある。

夜間については桜の期間早朝から車で来られる方が多く、無断駐車のため特に大型駐車場の渋滞

を招くことになった。そのため夜間整理することにより、当初考えなかった人件費が必要になった。不足分を補うため駐車場収入から、補填することを職員相談の上行ったことは、安易な行動であり不適切な公金の取り扱いである。

**質問** 駐車場料金の一部88万円をプール(経費支払額)する報告があつたがプール分について領収書の取り扱いはどうなっているか。

**答弁** 領収書(半券)について正規の歳入に入れた額とプールされた88万円を合算した金額と半券を含めたチケットの金額を照合した結果、私的流用はないと判断した。

**質問** 職員の積立金25万円(不足分に充当した額)はいくら不適切であれ個人に負担させていいのか。

**答弁** 本来ならば、職員に返還すべきであるが、処分した職員がその違法性を認識していないながら実行したことを考えた場合返却を要しない

と考えた。  
**質問** H19年度の補正予算に新たな計上はできるのか。  
**答弁** H19年度補正予算計上は、過年度

支払できるものもありませんが、今回の場合は一般会計の収支経理ではなく実行委員会の経理であり、見極めがきわめて重要である。

### 後期高齢者医療制度は合法か？ 現時点においては合法！



### 平岡 均

**質問** 今、本人の了解を得ないまま、年金から天引きされる後期高齢者医療制度は合法か。

さらに75歳を過ぎると一軒の家に2人いれば、個人単位に請求される。これも正当か。次に保険料の決定に対して、行政不服審査法に従った事件が起きていく。仙北市の状況はどうか。

**答弁** 後期高齢者の保険料の決定、納入については、国を中心に

保険制度の中で行なっている。

秋田県の場合は、後期高齢者広域連合で保険事務を取り扱っている。仙北市はその傘下にあるので、この制度は合法、正当であると思つている。

仙北市においても秋田県においても不服審査請求等は一切ない。

**質問** 仙北市は農林業が基幹産業であり、その中心は農協である。最近その農協が「残っている米があつたら高く買う」という文書を農家に回した。市長はこのことをどう思うか。

次に矛盾していることがわかっていても、稲作農家は間にあわないコメをつくる。この実態を市はどのように判断しているか。さらに農業収入の



桜祭りに続き、盛況の臨時駐車場